

証券コード 2586  
(発送日) 2026年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北三丁目2番28号  
株式会社フルッタフルッタ  
代表取締役 長澤 誠  
社長執行役員CEO

## 第24期定時株主総会ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

[https://www.frutafruta.com/ir\\_info/](https://www.frutafruta.com/ir_info/)



電子提供措置事項は、東京証券取引所(東証)のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「フルッタフルッタ」又は「コード」に当社証券コード「2586」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませ。

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、上記の他、以下のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。

【株主総会ポータル(三井住友信託銀行)】

<https://www.soukai-portal.net>

(本招集通知とあわせてお送りするの議決権行使書にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。)

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上2026年6月23日(火曜日)午後6時まで議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

敬 具

**・本株主総会は、ご来場株主様へのお土産はございません。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。**

## 記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 2026年6月24日(水曜日)午前10時(受付開始午前9時30分)  |
| 2. 場 所  | 東京都千代田区五番町一丁目10番<br>市ヶ谷大郷ビル7F<br>A P市ヶ谷 Bルーム<br>(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 第24期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)<br>事業報告及び計算書類報告の件                            |
| 決議事項    | 第1号議案 定款一部変更の件<br>第2号議案 取締役4名選任の件<br>第3号議案 監査役3名選任の件<br>第4号議案 補欠監査役1名選任の件  |

以 上

---

◎本株主総会は、ご来場株主様へのお土産はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・書面による議決権行使の場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、**2026年6月23日（火曜日）午後6時**までに到着するようご返送ください。
- ・インターネットによる議決権行使の場合は、後掲の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、**2026年6月23日（火曜日）午後6時**までに賛否をご入力ください。
- ・インターネットにより議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を有効な意思表示として取り扱わせていただきます。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な意思表示として取り扱わせていただきます。
- ・ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- ・株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



【スマート行使】での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

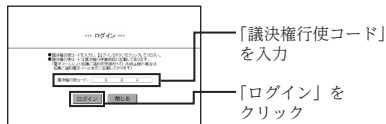
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

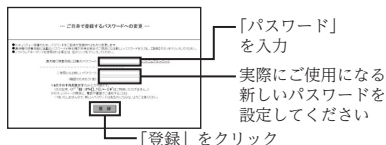
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行株式会社

電話：0120-652-031(フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後9時

## 《インターネットによるライブ配信についてのご案内》

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

### 1. 配信日時

2026年6月24日(水曜日)午前10時から株主総会終了時刻まで

なお、ライブ配信視聴用ウェブサイトは、午前9時45分頃に視聴が可能です。

### 2. ご視聴方法

- (1) パソコン又はスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むか、いずれかの方法により、視聴用ウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。

※インターネットの接続方法や、ご視聴方法に関するお問い合わせには、当社ではお答えしかねます。

(視聴用ウェブサイト)

<https://2586.ksoukai.jp>

QRコード



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- (2) 視聴用ウェブサイトへのアクセスは、画面の案内に従い、以下のID及びパスワードをご入力ください。

(ID)

議決権行使書用紙に記載されている「株主様の株主番号」（9桁の半角数字）

(パスワード)

議決権行使書用紙のお送り先となる「株主様の郵便番号」（7桁の半角数字）

### 3. ご視聴に関する留意事項

- ◎インターネットの接続方法や、ご視聴方法に関するお問い合わせには、当社ではお答えしかねます。
- ◎やむを得ない事情より、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ◎ライブ配信をご覧いただく事は、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発信をいただく事は出来ません。議決権につきましては、事前にインターネット又は書面（郵送）により議決権行使くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- ◎ライブ配信の撮影・録画・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- ◎インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中継等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございますので、ご注意ください。
- ◎視聴用ウェブサイトへのアクセスに関して発生する費用の一切は、株主様のご負担となります。

#### 【インターネットによるライブ配信に関するお問い合わせ先】

お問い合わせコールセンター

電話 03-6833-6232

◎株主総会当日のみの受付となります。ご了承ください。

# 事業報告

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の回復や賃上げの進展により緩やかな回復基調が続きました。一方で、不安定な為替動向や原材料費・物流コストの継続的な上昇により、家計の生活防衛意識は依然として根強く、食品業界全体として付加価値の再定義が求められる局面となりました。

このような環境下、当社が牽引するアサイー市場は、これまでの「一過性のブーム」から、健康・美容意識を背景とした「日常的な食習慣（文化）」へと定着する重要な移行期を迎えました。特に第4四半期以降、次世代の成長エンジンとして「ピタヤ（レッドドラゴンフルーツ）」や「和サイー（アサイーを和の素材として再定義）」への期待が高まっており、市場の裾野は確実に拡大しております。

当社は、アグロフォレストリーを通じたサステナブルな価値提供を中核に、国内基盤の収益最大化と海外展開の加速を両輪とする成長戦略を推進してまいりました。

足元の業績は将来の爆発的成長に向けた戦略的先行投資を実行した結果となっております。具体的には、来期2027年3月期の柱となる「中国市場への本格参入」および「国内主要チャネルでの新機軸展開」に向けた供給体制の構築、および戦略的な在庫確保を行いました。

この結果、売上高は増収、各利益は黒字を継続しております。

#### <業況の概況>

当事業年度における当社の業績は、売上高3,142,522千円（前期比23.3%増）となり、過去最高水準売上高に追従する増収を達成いたしました。これは、当社が推進してきた「アサイーの日常食化」戦略が国内市場で着実に浸透し、一過性のブームに左右されない強固な需要基盤を確立した結果であります。特に、高付加価値商品への販売集中と徹底したオペレーション効率化により、売上総利益は1,288,109千円（前期比34.2%増）と売上高を上回る伸長を見せ、売上総利益率は41.0%（前期は37.7%）へと大幅に改善いたしました。これは、原材料費や物流費が高騰する逆風下

においても、当社のブランド力と価格支配力が着実に強化されていることを証明するものであります。

一方で、営業利益は94,467千円（前期比58.9%減）、当期純利益は83,131千円（前期比69.3%減）と、利益項目においては前期を下回る着地となりました。しかしながら、この増収減益の背景には、2027年3月期の爆発的な成長を確実なものにするための極めて前向きな「戦略的先行投資」が存在しております。当事業年度において、販売費及び一般管理費が1,193,642千円（前期比63.4%増）と大きく増加いたしました。この主因は、今後本格始動する「中国を中心としたアジア輸出事業」および「国内大手CVS・SM向けの商品導入拡大」を見据えた「戦略的ストック在庫の形成」に伴う倉庫料および物流コストの増加（466,800千円・前期比84.2%増）によるものです。

この費用増加は「業績の悪化」ではなく、「機会損失を回避するための飛躍への準備」であります。アジア市場、特に中国におけるアサイー需要の巨大な引き合いに対し、欠品することなくスピーディーに供給できる体制を当期中に用意したことで、来期以降、積み増した在庫が速やかに売上高とキャッシュに転換される見込みであります。また、国内においても「ピタヤ（レッドドラゴンフルーツ）」「和サイー」といった新カテゴリーの立上と既存注目カテゴリーの拡大、および大手コンビニエンスストア向けの配荷拡大に向けた準備を進行しております。

上記より、当事業年度は、国内の安定収益基盤を盤石なものとしつつ、グローバル市場制覇に向けた助走（先行投資）を実行した期間でありました。当事業年度に実行した在庫投資と組織体制の強化は、来期以降の企業価値向上に直結する不可欠な布石であり、今後の飛躍的な業績拡大に重要な位置づけとしております。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度	増減額	増減率
	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		
売上高	2,549,465	3,142,522	593,057	23.3%
売上原価	1,589,328	1,854,413	265,084	16.7%
売上総利益	960,136	1,288,109	327,972	34.2%
販売費及び 一般管理費	730,492	1,193,642	463,149	63.4%
営業利益	229,643	94,467	△135,167	△58.9%
経常利益	234,275	126,023	△108,252	△46.2%
当期純利益	270,978	83,131	△187,847	△69.3%

当社は輸入食品製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業別の売上高は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度	増減額	増減率
	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		
リテール事業部門	1,096,471	1,365,712	269,240	24.5%
業務用事業部門	1,132,658	1,364,346	231,688	20.5%
DM事業部門(注)	301,860	351,524	49,664	16.5%
海外事業部門	18,475	60,939	42,464	229.8%
合計	2,549,465	3,142,522	593,057	23.3%

(注) ダイレクトマーケティング事業部門

#### ①リテール事業部門

スーパーマーケットや量販店を中心とした小売店については、引き続き主力の「フルッタアサイー」シリーズや、自宅で手軽に専門店の味を再現できる「おうちでアサイーボウル」などのアサイー関連商材が全体的に好調に推移し、売上高、売上総利益の向上に大きく貢献しました。当期はトレンドの定着を確認するとともに、来期の圧倒的な面拡大に向けた「新カテゴリーの創造と売場攻略」の準備を完了いたしました。

具体的には、量販店におけるココナッツヨーグルトの販売好調を最大

の好機と捉え、2026年3月に新商品「ヨーグルトにかけるだけ」をリリースいたしました。来期からはこれを起点とし、アサイー単独の棚からヨーグルト売場へと配荷面を大幅に拡大するクロスマーチャンダイジング（関連販売）の実行を計画しております。

また、冷凍果実コーナーに向けては、アサイーに次ぐ新たな柱として新商品「ピタヤ（レッドドラゴンフルーツ）」と「おうちでアサイーボウルM」を導入し、既存商品とのセット提案による自社什器を含めた専用コーナー化を図るとともに、「NEXT BLUEBERRY」としての市場啓蒙を開始する計画です。

## ②業務用事業部門

外食チェーンやカフェブランドをはじめとする業務用市場については、アサイーが外食産業における「欠かせない定番原料」としての地位を確立し、当社の屋台骨として売上を力強く牽引いたしました。当事業年度はこの強固な基盤の上に、来期から「ソリューション提案型ビジネス」へと本格進化し、新たな顧客層を開拓するための複数の新プロジェクトを始動いたしました。大手コンビニエンスストアや大手和菓子メーカー等との商品開発協業へと発展させる構想を描いております。これにより、顧客層を従来の領域のみでとどまらず劇的に広げる計画であります。

また、2022年に発売したサゴ入りマンゴードリンク「楊枝甘露（ヨンジーガムロ）」につきましても、サゴが話題となっていることから中華飲食業態を中心とした販路開拓を推進するなど、特定の業態に依存しない強固な顧客ポートフォリオの構築に向けた準備が進行し、当事業年度は前事業年度を大きく上回る極めて好調な推移となりました。

## ③ダイレクトマーケティング（DM）事業部門

自社ECサイトを中心とするDM事業については、定期購入（サブスクリプション）施策の強化に注力した結果、安定的なLTV（顧客生涯価値）の向上が確認され、堅調に推移いたしました。

来期におきましては、本サイト等を通じて「アサイーの新たな健康価値を抽出したEC限定の高収益商品」をはじめとする独自商材のダイレクト販売を本格稼働させるとともに、アウトバウンド施策の強化による会員数の大幅な拡大を計画しております。これにより、広告費を適正値内としてつつ優良なりpeat顧客を獲得するサイクルを構築いたします。

また、デジタルを活用した次世代の販売モデルとして、来期における

ライブコマースの試験的な活用・導入に向けた初期構想に着手しております。オフラインの独自チャンネルとしては、自動販売機の設置を50台規模まで拡大する計画も順調に推移しており、自販機単体での利益性確保に目処が立ちました。この結果、DM事業部門全体といたしましても、オンライン・オフラインを融合した次期成長に向けた高利益率なデジタル基盤の構築が計画通り進捗する結果となりました。

#### ④海外事業部門

当期において最も重要な戦略的転換点を迎えた海外事業については、現在推進中のアジア地域に向けた「アサイアー・グローバル展開」の本格稼働に向けて、可及的最速の立ち上げと市場シェア獲得に向けた戦略的先行投資に注力いたしました。当事業年度は、最重要ターゲットである「中国市場の圧倒的攻略」に向けて、来期から開始する大規模プロモーションの裏付けとなる「万全の供給体制の構築」を実行いたしました。

具体的には、越境ECを通して現地市場に適した新たな商品形態（紙製飲料容器やアイス分野での展開等）の可能性について、有力パートナー企業との協議と取り組みを開始しております。

当事業年度における減益要因となった販売費及び一般管理費（倉庫料等の物流コスト）の大幅な増加は、まさに来期に計画しているこれら一連の中国・アジア市場向け施策から創出される巨大な引き合いに対し、欠品リスクを完全に排除し、売上高へと100%転換させるための「戦略的在庫の確保（先行投資）」を示すものであります。海外事業部門全体といたしましては、グローバル展開へ向けた万全の供給体制構築を終え、来期の飛躍的な利益創出に向けた不可欠な布石を打ち終える推移となりました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2023年3月期 第 21 期	2024年3月期 第 22 期	2025年3月期 第 23 期	2026年3月期 第 24 期(当事業年度)
売 上 高	804百万円	1,136百万円	2,549百万円	3,142百万円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )	△307百万円	△306百万円	234百万円	126百万円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ )	△308百万円	△306百万円	270百万円	83百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ )	△10.41円	△9.02円	4.70円	0.92円
総 資 産	1,201百万円	1,644百万円	3,547百万円	7,699百万円
純 資 産	899百万円	975百万円	2,955百万円	7,077百万円

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

来期の見通しにつきましては、わが国経済は、経済環境の変化に伴う人件費の増加、原材料価格・物流コストの上昇による物価高騰、海外の経済政策や地政学的リスクの影響等依然として先行き不透明な状況がある一方、国内の経済活動の回復に伴う個人消費の増加や旺盛なインバウンド需要により引き続き堅調に推移することが期待されております。

このような状況の中、当社は今後も「自然と共に生きる」を経営理念に掲げ、既存事業の強化を進めながら、次代に向けた経営基盤の強化に努め、持続可能で豊かな社会の実現に貢献できる事業の拡大を目指してまいります。

短期的な見通しといたしましては、前述の通り、ブームから「日常の食習慣」へと定着しつつある国内需要に対して、当事業年度に実行した「戦略的在庫投資」と供給体制の強化を最大限に活かし、日本におけるアサイー事業のリーディングカンパニーとして確実な供給とトップラインの底上げを実現してまいります。また、成長投資を含む中長期計画に関して、アサイーの事業展開においては、アジア圏（特に中国市場）を中心とした海外展開に向け、デジタルマーケティング戦略の構築や、現地の有力パートナー企業との商品展開に向けた協議を継続して進めてまいります。

上記より、来期ナフサ由来の資源コスト上昇と海上運送の停滞懸念から売上増加率予想を約10%に据え置きつつも、各利益の黒字を継続し業績と企業価値の向上を実現してまいります。

各部門の取り組みについては、次のとおりであります。

##### ①リテール事業部門

主力商品である「お家でアサイーボウルS」などの配荷拡大に向け、ナフサ不足等による市場の供給不安を逆手にとり、大手コンビニエンスストア等へのアプローチを強化し、新規の大型発注枠の獲得を目指してまいります。また、好調な量販店のヨーグルト商材と連動した新商品「ヨーグルトにかけるだけ」による関連販売（クロスマーチャンドライジング）を計画し、売場の面的な拡大を図ります。

## ②業務用事業部門

アサイーを和の素材として再定義する「和サイープロジェクト」を本格始動させ、大手コンビニエンスストアや大手菓子メーカー等との協業へと発展させる構想を描いており、菓子や外食領域という新たな巨大市場を開拓いたします。さらに、サゴ入りマンゴードリンク「楊枝甘露（ヨンジーガムロ）」の中華飲食業態への販路拡大など、特定の業態に依存しない高収益な顧客ポートフォリオの構築を進めてまいります。

## ③DM事業部門

時間や場所に縛られないECの特性を活かし、株主様だからこそ体験できる価値を提供する「株主限定優待ショッピングサイト」の本格運用や、EC限定の高収益商品の販売を通じて、ダイレクト販売のメリットを最大化いたします。また、アウトバウンド強化による会員数の大幅な拡大に加え、次世代の販売モデルとして「ライブコマース」の試験的な活用・導入に向けた初期構想に着手し、広告費を抑制しつつ優良なりピート顧客を獲得する特色ある自社サイトの構築を行い、売り上げ規模の拡大及び収益性の向上に取り組んでまいります。加えて、オフラインの独自チャネルとして自動販売機の設置拡大（50台規模）も推進してまいります。

## ④海外事業部門

巨大なポテンシャルを持つ中国市場の圧倒的攻略に向け、当期に構築・積み増しを完了した「戦略的供給体制（ストック在庫）」を武器に、機会損失のないスピーディーな市場展開を図ります。具体的には、越境ECを通じて現地市場に適した新たな商品形態（紙製飲料容器やアイス分野での展開等）の可能性について有力パートナー企業との検討を進め、当社の強みであるアグロフォレストリーの価値をグローバルに提供することで、飛躍的な売上拡大を図ってまいります。

#### ⑤調達・生産・物流管理（サプライチェーンマネジメント）部門

天候リスクに左右されない安定供給を行うための対策として、複数航路の確保や出荷時期の調整に引き続き取り組んでまいります。当期に実施した海外・新事業展開に向けた大型の在庫投資につきましても、今後の需要予測に基づいた適切な在庫回転の管理強化を徹底いたします。また、エネルギー価格や物流コストの上昇に対しては、原材料見直しや配送効率の抜本的な改善により、費用負担の削減を図ってまいります。

#### ⑥開発部門

「ナチュラル・新鮮・おいしい・本物」をモットーとした、より安心・安全で安定した品質管理を徹底してまいります。さらに、「和サイー」をはじめとする新カテゴリーの創造や、より利便性の高い新形態商品の開発、アサイーの新たな可能性を引き出す用途開発に力を入れており、次期のさらなる拡販に向けた準備を進めております。また、引き続きアサイーが持つ可能性を探求し、研究機関と協同で価値向上を促進させるための研究を行い、中長期的な事業拡大の基盤となるエビデンスを積み上げてまいります。

#### ⑦経営管理部門

当社は「経済と環境が共存共栄する持続可能な社会の実現」を企業コンセプトに、創業以来、事業活動を通じて地域社会への貢献を着実に実践して参りました。経営戦略と人材戦略の連動を図り、当社の進む方向性や戦略を共有し、日々の生産性を上げ、組織体制を構築することで、ESG及びSDGsと当社事業活動の関連を意識し、ネイチャーポジティブを実現しながら持続的に成長する企業を目指してまいります。また、当期に実行した先行投資の効果を最大限に引き出し、企業価値の向上に繋げるべく、より精緻な業績管理と株主との対話の強化に努めてまいります。

**(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)**

ブラジル最大手アマゾンフルーツサプライヤーCAMTAより、冷凍パ  
ルプの国内独占輸入販売代理店としてアサイーをはじめとするアマゾンフ  
ルーツを輸入し、加工販売しております。

各事業の主要な事業内容は、以下のとおりです。

(リテール事業)

- ・ スーパーマーケット、大手会員制倉庫型店等への自社ブランド及びP  
B製品の販売

(業務用事業)

- ・ 外食産業向け製商品の販売
- ・ 飲料、菓子他メーカー向け原料の販売

(DM事業)

- ・ 自社製品のインターネット通販

(海外事業)

- ・ アグロフォレストリーカカオ豆の販売
- ・ 海外事業展開

**(6) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)**

区	分	所 在 地
事 務 所	本 社	東京都千代田区

**(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)**

従 業 員 数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
33名	9名増	42.9歳	4.8年

(注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。

2. 当社は、輸入食品製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記  
載を省略しております。

**(8) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)**

該当事項はありません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

### (1) 発行可能株式総数

普通株式 134,847,832株

### (2) 発行済株式の総数

普通株式 106,394,569株 (うち自己株式16株)

(注) 普通株式の総数は第12回新株予約権の権利行使により18,240,000株の増加及び第14回新株予約権の権利行使により8,515,000株の増加をしております。

### (3) 株主数

普通株式 43,413名

### (4) 大株主

普通株式

株主名	普通株式持株数	持株比率
長澤 誠	11,364,680株	10.68%
楽天証券株式会社共有口	1,387,000株	1.30%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	1,143,691株	1.07%
BNY GCM CLIENT ACCOUNTS JPRD AC ISG (FE-AC)	965,806株	0.90%
野村証券株式会社	831,000株	0.78%
小松 秀輝	700,000株	0.65%
南雲 久美子	672,200株	0.63%
BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS	600,500株	0.56%
中埜 昌美	550,000株	0.51%
竹田 和重	500,000株	0.46%

(注) 持株比率は、自己株式 (16株) を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### ①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の概要

該当事項はございません。

#### ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

#### ③その他新株予約権等の状況

イ.2023年11月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第13回新株予約権（以下「第13回新株予約権」といい、個別に又は総称して「コミット・イシュー型新株予約権」といいます。）の概要

(2026年3月31日現在)

	コミット・イシュー型新株予約権
新株予約権の数	182,400個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 18,240,000株 第13回新株予約権：182,400個 (新株予約権1個につき100株)
発行価額	総額 164,160円 第13回新株予約権1個当たり0.9円
行使価額の修正	上限行使価額はありません。 下限行使価額は各コミット・イシュー型新株予約権につき以下の通りですが、下限行使価額においても、潜在株式数は18,240,000株であります。

	コミット・イシュー型新株予約権
行使価額の修正	<p>＜第13回新株予約権＞</p> <p>当初36.5円（2023年11月10日の終値の50％に相当）ですが、第13回新株予約権の行使請求が初めて行われた場合に、当該行使請求に係る行使請求の効力が生じる直前に、かかる効力が生じる日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50％に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額に修正されます。かかる修正により、修正後の下限行使価額は、発行決議日直前取引日における終値の50％に相当する金額を下回る金額となる可能性もございますが、新株予約権の権利行使可能期間が長期に及ぶ中で、資金調達の可能性を高める必要性からこのような設計としております。</p> <p>「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。コミット・イシュー型新株予約権の行使価額は、2023年12月18日に初回の修正がされ、以後3価格算定日（以下に定義します。）が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、取引日であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して3価格算定日目の日の翌取引日（以下「修正日（コミット・イシュー型）」）といいます。）に、修正</p>

	コミット・イシュー型新株予約権
行使価額の修正	<p>日（コミット・イシュー型）に先立つ3連続価格算定日（以下「価格算定期間」といいます。）の各価格算定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額（以下「基準行使価額」といいます。）（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。</p> <p>また、いずれかの価格算定期間内にコミット・イシュー型新株予約権の各発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</li> <li>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）</li> <li>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずのものとする。）</li> </ol>
新株予約権の行使期間	2023年12月18日（当日を含む。）から2030年12月17日（当日を含む。）まで
新株予約権の行使により新株式を発行する場合における増加する資本及び資本準備金	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
割当先	第三者割当の方法により、全てのコミット・イシュー型新株予約権をEVO FUNDに割り当て

ロ.2023年11月13日開催の取締役会決議に基づき発行した当社代表取締役である長澤誠氏（以下「長澤氏」といい、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第14回新株予約権（以下、「第14回新株予約権」といい、個別に又は総称して「随時行使型新株予約権」といいます。）の概要

(2026年3月31日現在)

	随時行使型新株予約権
新株予約権の数	187,000個 第14回新株予約権：187,000個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 18,700,000株 第14回新株予約権：18,700,000個 (新株予約権1個につき100株)
発行価額	総額 112,200円 第14回新株予約権1個当たり0.6円
行使価額の修正	<p>上限行使価額はありません。            下限行使価額はいずれの各随時行使型新株予約権についても当初36.5円（2023年11月10日の終値の50%に相当）ですが、2025年12月18日に、当該日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額に修正されます。かかる修正により、修正後の下限行使価額は、発行決議日直前取引日における終値の50%に相当する金額を下回る金額となる可能性もございますが、新株予約権の権利行使可能期間が長期に及ぶ中で、資金調達の可能性を高める必要性からこのような設計としております。下限行使価額においても、潜在株式数は18,700,000株であります。</p> <p>随時行使型新株予約権の行使価額は、2024年6月15日に初回の修正がされ、以後2026年6月15日、2028年6月15日、2030年6月15日（以下、個別に又は総称して「修正日（随時行使型）」といいます。）に、当該修正日（随時行使型）の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該修正日（随時行使型）の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日（随時行使型）以降、当該修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額（以下「修正日価額」といいます。）に修正されます。但し、当該修正日価額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。</p>

	随時行使型新株予約権
新株予約権の行使期間	2023年12月18日(当日を含む。)から 2030年12月17日(当日を含む。)まで
新株予約権の行使により 株式を発行する場合に おける増加する資本 及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する 場合において増加する資本金の額は、 会社計算規則に従い算出される資本金等 増加限度額の2分の1の金額とし、計算 の結果1円未満の端数が生じたときは、 その端数を切り上げるものとし、増加す る資本準備金の額は、当該資本金等増加 限度額から増加する資本金の額を減じた 額とする。
割当先	第三者割当の方法により、全ての第14回 新株予約権を長澤氏に割り当て

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員CEO	長 澤 誠	
取 締 役	徳 島 一 孝	
取 締 役	Jason Sausto A l e x a n d e r	
取 締 役	鈴 木 朗 広	金井・鈴木公認会計士・税理士事務所 公認会計士
常 勤 監 査 役	加 藤 直 二	
監 査 役	村 上 雅 哉	愛宕虎ノ門法律事務所 弁護士
監 査 役	石 田 龍	コモンズ総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役鈴木朗広氏は、社外取締役であります。
2. 取締役鈴木朗広氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役村上雅哉氏及び石田龍氏は、社外監査役であります。
4. 監査役村上雅哉氏及び石田龍氏は、弁護士資格を有しており、弁護士としての豊富な知見と経験を有しております。
5. 当社は、取締役鈴木朗広氏、監査役村上雅哉氏及び監査役石田龍氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 C E O	長 澤 誠	

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第27条及び第35条の規定に基づき、社外取締役の鈴木朗広氏及び社外監査役の村上雅哉、石田龍の両氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額を限度としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、監査

役並びに管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の賠償責任による損害を補填することとしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	48 (2)	48 (2)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10 (4)	10 (4)	— (—)	— (—)	4 (2)
合計	58 (7)	58 (7)	— (—)	— (—)	9 (3)

(注1) 当事業年度末の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。

(注2) 上記表には2025年6月27日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

##### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第12期定時株主総会において、年額700百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。

監査役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第12期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議頂いております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

##### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

###### ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。

###### イ. 決定方針の内容の概要

株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役ごとに、常勤、非常勤の別、担当職務、各期の業績、貢献度、支給実績等を総合的に勘案する。

ウ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が、決定方針と整合していることから、決定方針に沿うものと判断しております。

#### ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の内容は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長執行役員CEO長澤誠が決定しております。その権限の内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役ごとに、常勤、非常勤の別、担当職務、各期の業績、貢献度、支給実績等を総合的に勘案して報酬額を決定するものであり、これらの権限を委任した理由は、経営環境及び業績を勘案し、各取締役の貢献度等を評価するには、経営責任者である代表取締役社長が適任であると判断したためであります。

#### ⑤ 監査役の個人別の報酬等の決定に関する事項

監査役の個人別の報酬額の内容は、監査役の協議に基づき、決定しております。その権限の内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役ごとに、常勤、非常勤の別、担当職務、各期の業績、貢献度、支給実績等を総合的に勘案して報酬額を決定するものであります。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人名	兼職の内容
取締役	鈴木朗広	金井・鈴木公認会計士・税理士事務所	公認会計士
監査役	村上雅哉	愛宕虎ノ門法律事務所	弁護士
監査役	石田龍	コモンズ総合法律事務所	弁護士

(注) 1.鈴木朗広氏が共同代表を務める金井・鈴木公認会計士・税理士事務所と当社との間では、税務顧問契約を締結しております。

2.村上雅哉氏が共同代表を務める愛宕虎ノ門法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。

3.石田龍氏が弁護士を務めるコモンズ総合法律事務所と当社との間では、法律顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	鈴木朗広	<p>当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務状況について専門的な立場から豊富な実務経験により監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
監査役	村上雅哉	<p>当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に、また、監査役会19回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての豊富な経験と専門的知見により、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、監査役会において、当社の内部統制等について適宜、必要な発言を行い、適切な役割を果たしております。</p>
監査役	石田龍	<p>当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査役会19回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての経験と専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行い、適切な役割を果たしております。</p>

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 みつば監査法人

### (2) 報酬等の額

	みつば監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役、使用人の職務執行についての基本方針

当社は、「自然と共に生きる」を企業理念とし、地球環境に貢献するべく、「経済が環境を復元させる事業モデルの構築～グリーンエコノミーの実現～」を推し進めております。

このような当社の企業理念・価値観を、全ての役員・従業員等が共有・実践し、職務を遂行する事を基本方針とし、社会的良識ある企業活動に心掛け、お客様、取引先、株主の皆様などステークホルダーの期待に応えて参ります。

また当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶いたします。

- (2)取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス規程、取締役会規程、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程（その附表）等を制定し、社内に徹底を図っております。
  - ② 監査役は、監査役監査規程に基づき、監査を適宜行っております。また、重要な会議（取締役会、経営会議等）への出席や内部監査責任者との連携より、監査の実効性の向上に努めております。
  - ③ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査責任者を選任し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。
- (3)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役の職務執行に係る情報については、管理部を総括管理担当部署とし、法令及び文書管理規程に基づき記録・保存しております。
  - ② 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できます。
  - ③ 書類の保存については、監査役、内部監査責任者が適宜チェックしております。
- (4)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクについて、全社的なリスク管理に関する取組みの企画、立案、調整及び推進は経営管理部が行うものとしております。
  - ② 危機発生時には、対策部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとしております。
- (5)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能とを分離しております。
  - ② 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
  - ③ 社長、社長が指名する執行役員、ゼネラルマネージャー及びシニアマネージャー等で構成される戦略本部会議を開催し、経営の計画、戦略に関わる事項並びに各部門の重要な執行案件について報告及び審議を行い、経営活動の効率化を図っております。
  - ④ 取締役会規程・組織規程・職務分掌規程・職務権限規程・稟議規程による決裁権限の明確化・迅速化と決裁に係る関係部署への情報伝達の徹底を図っております。
- (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、監査役から職務の補助を求められた場合は、内部監査責任者が監査役の職務を補佐しております。

- ② 監査役から職務の補助を求められた使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指示のみに従うものとし、取締役の指揮・監督は受けないこととしております。
- (7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な社内会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から業務の執行状況の報告を求められます。
  - ② 取締役、執行役員及び使用人は、法令に反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、すみやかに監査役に報告するものとしております。
- (8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役と代表取締役との間で、随時意見交換を実施しております。
  - ② 監査法人及び内部監査責任者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1)取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を21回開催しております。

### (2)監査役の職務執行

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・戦略本部会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査責任者との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

### (3)内部監査の実施

内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

### (4)財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,575,877</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>618,076</b>
現金及び預金	4,716,262	買掛金	472,291
売掛金	366,295	未払金	100,141
商品及び製品	1,555,294	未払費用	8,041
原材料及び貯蔵品	736,408	未払法人税等	34,021
前払費用	10,480	前受金	226
その他	191,135	預り金	3,353
<b>固 定 資 産</b>	<b>123,696</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,773</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,721</b>	資産除去債務	3,773
建物	8,654	<b>負 債 合 計</b>	<b>621,850</b>
機械及び装置	6,660	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	21,091	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,077,498</b>
減価償却累計額	△33,684	<b>資 本 金</b>	<b>3,910,197</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>290</b>	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>3,084,175</b>
商標権	290	資本準備金	3,084,175
<b>投資その他の資産</b>	<b>120,684</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>83,131</b>
出資金	500	その他利益剰余金	83,131
繰延税金資産	55,034	繰越利益剰余金	83,131
その他	65,149	<b>自 己 株 式</b>	<b>△5</b>
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>225</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,699,573</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,077,723</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>7,699,573</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2025年 4 月 1 日から  
2026年 3 月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,142,522
売 上 原 価		1,854,413
売 上 総 利 益		1,288,109
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,193,642
営 業 利 益		94,467
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,298	
為 替 差 益	41,754	
受 取 手 数 料	514	
そ の 他	2,332	49,899
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,671	
資 金 調 達 費 用	15,154	
そ の 他	517	18,343
経 常 利 益		126,023
税 引 前 当 期 純 利 益		126,023
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	22,337	
法 人 税 等 調 整 額	20,554	42,891
当 期 純 利 益		83,131

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（ 2025年 4月 1日から ）  
（ 2026年 3月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,890,580	1,890,580	126,957	2,017,537	△952,979	△952,979	△0	2,955,137
当期変動額								
新株予約権の 使	2,019,617	2,019,617		2,019,617				4,039,234
減 資		△826,022	△126,957	△952,979	952,979	952,979		-
当期純利益					83,131	83,131		83,131
自己株式の 取							△5	△5
株主資本以外の 項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	2,019,617	1,193,594	△126,957	1,066,637	1,036,110	1,036,110	△5	4,122,360
当期末残高	3,910,197	3,084,175	-	3,084,175	83,131	83,131	△5	7,077,498

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	823	2,955,961
当期変動額		
新株予約権の 行 使		4,039,234
減 資		-
当期純利益		83,131
自己株式の 取		△5
株主資本以外の 項目の 当期変動額 (純額)	△598	△598
当期変動額合計	△598	4,121,762
当期末残高	225	7,077,723

# 個別注記表

## 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、製品、原材料、貯蔵品

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

主に定率法によっております。

ただし、機械及び装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
機械及び装置	10年
工具、器具及び備品	3年～6年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア（自社利用）	5年

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

### 3. 収益及び費用の計上基準

当社は主に量販店、外食産業、食品メーカー及び消費者向けに商品及び製品の販売を行っております。これらの商品及び製品の販売については、顧客に検収された時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は商品及び製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他計算書類作成のための重要な事項  
繰延資産の処理方法  
株式交付費 ……支出時に全額費用として処理しております。

## 2 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

### 1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	1,555,294千円
原材料及び貯蔵品	736,408千円
合 計	2,291,703千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①見積り方法

商品、製品及び原材料は、取締役会にて承認された翌事業年度の事業計画を基礎として、設定されている賞味期限に基づいて見積もった賞味期限切れ数量を用いて評価損を計上しています。

#### ②金額の算出に用いた主要な仮定

賞味期限切れが見込まれる数量は、賞味期限別期末在庫数量と過去の販売・使用実績及び外部経営環境を勘案した需要見込み等の一定の仮定に基づいて算出しております。当該仮定は主観性を伴うものであります。

#### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積りにおいて用いた仮定が、当初想定出来なかった商品及び製品の需要の変動等により、見直しが必要となった場合、翌事業年度における追加の損失が発生する可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	55,034千円
--------	----------

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①見積り方法

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める企業分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の業績予想に基づいた課税所得見込および将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールを踏まえて回収可能性を判断し、繰延税金資産を計上しています。

#### ②金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、企業分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールリング等に用いられる仮定に依存しません。将来の課税所得の見積りは、取締役会にて承認された翌事業年度の事業計画を基礎としており、当社の商品及び製品の過去の販売実績及び外部経営環境を勘案した需要見込み等の一定の仮定に基づいて算出しています。当該仮定は主観性を伴うものであります。

#### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積りにおいて用いた仮定が、当初想定できなかった経済状況の変動などにより、業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 3 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額に含めて表記しております。

#### 4 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	79,639,569株	26,755,000株	—	106,394,569株

##### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

##### 普通株式

第12回新株予約権の権利行使 18,240,000株

第14回新株予約権の権利行使 8,515,000株

##### (2) 当事業年度の末日の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 28,425,000株

#### 5 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

必要な資金を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を投資会社により調達しております。

##### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。

一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されているため、為替動向を注視し、直物調達する事としております。

長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、固定金利で調達しております。

##### ③ 金融商品にかかるリスク管理体制

##### イ) 信用リスク (取引先の契約不履行にかかるリスク) の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ) 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

外貨建ての営業債権債務については、為替の変動リスクにさらされているため、為替動向を注視し、直物調達する事としております。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
売掛金	366,295	366,295	—
資産計	366,295	266,295	—
買掛金	472,291	472,291	—
未払金	100,141	100,141	—
負債計	572,433	572,433	—

- (注) 1. 預金は短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
2. 敷金及び保証金は返還時期が確定していないため、上記表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2026年3月31日)
敷金	10,640
保証金	42,517

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能な時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	－	366,295	－	366,295
買掛金	－	472,291	－	472,291
未払金	－	100,141	－	100,141

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 売掛金

時価は一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 買掛金及び未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	区分					その他	合計
	リテール	業務用	DM (注1)	海外	計		
売上高 商品及び製品 原材料	1,365,712 -	1,129,542 234,804	351,524 -	60,939 -	2,907,718 234,804	- -	2,907,718 234,804
顧客との契約から生じる収益	1,365,712	1,364,346	351,524	60,939	3,142,522	-	3,142,522
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,365,712	1,364,346	351,524	60,939	3,142,522	-	3,142,522

(注1) ダイレクト・マーケティング事業部門

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 7 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注)	821,700千円
棚卸資産評価損	24,317
未払事業税等	10,423
減価償却超過額	1,154
資産除去債務	1,189
一括償却資産	567
その他	0
繰延税金資産小計	859,352
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△802,000
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,316
評価性引当額小計	△804,317
繰延税金資産合計	55,034
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	55,034

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の 繰越欠損 金(※)	157,328	—	141,517	13,550	125,961	383,342	821,700
評価性 引当額	△137,628	—	△141,517	△13,550	△125,961	△383,342	△802,000
繰延税金 資産	19,699	—	—	—	—	—	19,699

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 8 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主等

種類	社等の 名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取 引 金 (千円)	科 目	期 残 (千円)	末 高
役員	長澤 誠	被所有 直接 10.68%	当 代 取 社 社 表 代 理 長	新 予 行 ( 注 ) 株 権 使 )	171,570	-	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)2023年12月14日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された第14回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄には、新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 9 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 66円52銭
- (2) 1株当たり当期純利益 0円92銭

## 10 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社フルッタフルッタ

取締役会 御中

みつば監査法人  
東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 本 間 哲 也  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 齊 藤 洋 幸  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フルッタフルッタの2025年4月1日から2026年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 みつば監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

株式会社フルッタフルッタ 監査役会

常勤監査役 加藤 直 二 ㊟

社外監査役 村 上 雅 哉 ㊟

社外監査役 石 田 龍 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、発行済のA種種類株式の全てを取得および消却いたしましたので、これに伴い、定款上の同種類株式に関する以下の規定を削除するものであります。

### 2. 変更内容

変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、1億3,484万7,832株とし、 <u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u>	第6条 当社の発行可能株式総数は、1億3,484万7,832株とする。
普通株式 1億3,484万7,832株 A種種類株式 584万8,887株	
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、 <u>A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u>	第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

現 行 定 款	変 更 案
第2章の2 A種種類株式	(削 除)
(A種種類株式)	
第11条の2 当社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。	(削 除)
2. 残余財産の分配	
(1) 残余財産の分配	
<p>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対し、第11条の4第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>	
(2) 非参加条項	
A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。	
3. 議決権	
A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。	

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. 普通株式を対価とする取得請求権  (1) 普通株式対価取得請求権（転換権）  A種種類株主は、2021年9月16日以降、当会社に対し、第4号に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」という。）ができるものとし、当会社は、転換請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、第4号に定める数の普通株式を交付するものとする。</p> <p>(2) 当初転換価額  当初転換価額は、50円とする。</p> <p>(3) 転換価額の調整  (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額}}{\text{分割前発行済普通株式数}} \times \text{分割後発行済普通株式数}$	

現 行 定 款	変 更 案
<p>調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。</p>	
$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額}}{\text{併合前発行済普通株式数}} \times \text{併合後発行済普通株式数}$	
<p>調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p>	
<p>③本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
$\frac{\text{調整後} = \text{調整前}}{\text{転換価額} = \text{転換価額}} \times \frac{\frac{(\text{既発行普通株式数} - \text{新発行} \times \text{1株当たりの} + \text{株式数} \times \text{払込金額})}{\text{自己株式数}}}{\text{時価}}$ $\frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$	
<p>④当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>⑤行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による転換価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(b) 本号 (a) に掲げた事由によるほか、以下の①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値とする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される</p>	
<p>(4) 取得と引換えに交付すべき普通株式数 A種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、A種類株式1株当たりの払込金額である193,000円に転換請求に係るA種類株式の数を乗じて得られる額を第2号及び第3号において定める転換価額で除して得られる数とする。A種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第167条第3項によって端数相当額の代金が交付される。</p>	
<p>(5) 転換請求受付場所 東京証券代行株式会社 本店</p>	
<p>(6) 転換請求の効力発生 転換請求の効力は、転換請求に要する書類が第5号に記載する転換請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>5. <u>金銭を対価とする取得条項</u>  <u>当社は、2021年1月10日以降、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p>6. <u>自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u>  <u>当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</p> <p>第11条の3 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。</p> <p>2. 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>3. 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p>	(削 除)
<p>(優先順位)</p> <p>第11条の4 A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>2. 当社が残余財産の分配を行う額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	
(種類株主総会)	
第17条の2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。	(削 除)
2. 第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。	
3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。	
4. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。	
5. 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。	

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名（うち社外取締役1名）の選任をお願いする  
ものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	ながさわ まこと 長 澤 誠 (1961年7月6日) 【再任】	1986年4月 京セラ株式会社 入社 1990年4月 DSC COMMUNICATION.INC 入社 1991年4月 アサヒフーズ株式会社 取締役 2002年11月 当社設立 代表取締役 2014年4月 当社代表取締役 社長執行役員 CEO(現任)	普通株式 11,364,680株 (注)1
	<p>【選任理由】</p> <p>長澤誠氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者であり、これまでの豊富な会社 経営経験及び今後の当社事業の発展に欠かせないものと判断したものです。</p>		
2	もり えいち 森 栄 市 (1963年2月10日) 【新任】	1985年4月 富士写真フイルム株式会社 (現 富士フイルム株式会社) 入社 1991年3月 株式会社イチネン 入社 2025年4月 株式会社イチネン取締役執行役員 営業推進担当 2026年4月 当社営業統括執行役員（現任）	—
	<p>【選任理由】</p> <p>森栄市氏を取締役候補者とした理由は、これまで事業会社において、取締役執行役 員営業推進担当の経験を有することから、営業体制の一層の強化と経営環境の整備 等にリーダーシップを発揮することによる経営体制の一層の強化と当社事業の発展 に貢献するものと期待し判断したものです。</p>		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
3	<p>Jason Sausto Alexander ジェイソン サウスト アレキサンダー (1974年3月5日) 【再任】</p>	<p>1997 年 7 月 グローバル・ブッキングス・コネクション・ ジャパン株式会社 (Booking.com日本法人) 代表取締役社長</p> <p>2005 年 9 月 Red Herring, Inc. アジア統括マネージングディレクター</p> <p>2008 年 1 月 Onkyo China Ltd. 代表取締役社長</p> <p>2011 年 1 月 オンキヨー株式会社 執行役員 海外事業戦略担当</p> <p>2013 年 6 月 同社 取締役 ブランドビジネス本部長</p> <p>2015 年 6 月 Pioneer &amp; Onkyo Marketing Asia Ltd. 代表取締役社長</p> <p>2017 年 8 月 Onkyo USA Corporation, CEO</p> <p>2021 年 5 月 Evolution Financial Group, Managing Director (現任)</p> <p>2025 年 6 月 当社取締役 (現任)</p>	—
<p>【選任理由】 ジェイソン サウスト アレキサンダー氏を取締役候補者とした理由は、資金的なサポートと今後の事業展開においてEVO FUNDグループと広く連携等の取り組みが期待されること及びこれまでの豊富な会社経営経験を有することから経営体制の一層の強化を図るためと判断したものです。</p>			
4	<p>すずき あきひろ 鈴木 朗 広 (1976年11月18日) 【再任】</p>	<p>2008年12月 三優監査法人 入所</p> <p>2012年10月 公認会計士登録</p> <p>2016年 2 月 金井公認会計士・税理士事務所</p> <p>2021年 6 月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2024年 7 月 金井・鈴木公認会計士・税理士事務所 共同代表 (現任)</p>	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 鈴木朗広氏を社外取締役候補者とした理由は、直接会社経営に関与した経験はありませんが公認会計士としての豊富な経験と専門的知見を有しており、引き続き当該知見を活かして当社経営判断・意思決定の過程で、助言・提言をいただけるものと判断したものです。また、同氏が選任された場合には、客観的・中立的立場にて専門的見地より助言・提言いただくことを期待しております。</p>			

(注) 1. 長澤誠氏が所有していた当社普通株式323,600株は長澤誠氏とEVO FUNDとの間での株券貸借契約締結により、普通株式の所有がEVO FUNDとなっております。なお、当該契約期間満了後、当該株式の所有が長澤誠氏に帰属いたします。

2. 鈴木朗広氏を除く各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 鈴木朗広氏が共同代表を務める金井・鈴木公認会計士・税理士事務所と当社との間では、税務顧問契約を締結しております。
4. 鈴木朗広氏は、社外取締役候補者であります。
5. 鈴木朗広氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 当社は、鈴木朗広氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額を限度としており、鈴木氏の再任が承認された場合は、鈴木氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
8. 鈴木朗広氏が社外取締役の再任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、引続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	かとう なおじ 加藤直二 (1957年3月28日) 【再任】	1980年4月 日本冷蔵株式会社(現 株式会社ニチレイ)入社 1995年5月 ニチレイブラジル有限会社 2006年12月 株式会社ニチレイフーズ管理部長 2011年4月 同社 副社長執行役員 2015年6月 株式会社帝国ホテルキッチン 代表取締役社長 2020年6月 同社 顧問 2021年4月 当社入社 経営戦略本部長 2022年6月 当社 顧問 2025年6月 当社常勤監査役(現任)	—
	【選任理由】 加藤直二氏を監査役候補者とした理由は、当社が属する食品業界に精通し、且つ会社の経営経験もある等経験豊富であり、これまでも当社監査役としての責務を十分に果たしてきたことから、今後も適切に監査が行えるものと判断したものであります。		
2	むらかみ まさや 村上雅哉 (1977年8月13日) 【再任】	2003年10月 弁護士登録 弁護士法人大江橋法律事務所 入所 2007年7月 西村あさひ法律事務所 入所 2011年7月 岩田合同法律事務所 入所 2014年1月 同 パートナー 2015年4月 成蹊大学法科大学院 非常勤講師 2018年6月 当社社外監査役(現任) 2019年2月 大知法律事務所 入所 2023年4月 愛宕虎ノ門法律事務所 共同代表(現任)	—
	【選任理由】 村上雅哉氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門的知見により、事業会社での経営経験はないものの、これまで監査役としての責務を全うしてきたことを鑑み、今後も適切な監査を行えるものと判断したものであります。		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	いしだりゅう 石田龍 (1988年1月26日) 【再任】	2014年12月 弁護士登録 2014年12月 コモンズ総合法律事務所 入所 2020年11月 同所 パートナー弁護士(現任) 2022年6月 当社社外監査役(現任)	—
	<b>【選任理由】</b> 石田龍氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての経験と専門的知見により、事業会社での経営経験はないものの、多様な事業会社での法務コンサルティングの経験を通して、豊富な知見を有しているものと判断しており、適切な監査を行えるものと判断したものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石田龍氏が弁護士を務める、コモンズ総合法律事務所と当社の間では、法律顧問契約を締結しております。
3. 村上雅哉氏及び石田龍氏の両名は社外監査役候補者であります。
4. 村上雅哉氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 石田龍氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、村上雅哉氏及び石田龍氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額を限度としており、村上氏及び石田氏の再任が承認された場合は、両名との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
8. 村上雅哉氏及び石田龍氏が社外監査役の再任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
きしもと ゆうすけ 岸本 雄介 (1983年1月18日)	2009年12月 弁護士登録 2009年12月 コモンズ総合法律事務所 入所 2017年7月 同所 パートナー弁護士(現任) 2020年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録	-
<p><b>【選任理由】</b> 岸本氏を補欠の社外監査役候補者として選任した理由は、弁護士としての経験と専門的見地から、適切な監査を行えるものと判断したものであります。事業会社での経営経験はないものの、多様な事業会社での法務コンサルティング経験及びグローバルな視点を通して、豊富な知見を有しているものと判断しております。</p>		

(注) 1. 岸本雄介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏が弁護士を務める、コモンズ総合法律事務所と当社の間では、法律顧問契約を締結しております。
3. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 同氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額を限度としており、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。同氏が監査役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
6. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区五番町一丁目10番  
市ヶ谷大郷ビル7F  
A P市ヶ谷 Bルーム  
電話03-3511-3109



### ■電車をご利用の場合

- ・「市ヶ谷駅」(JR線)出口より徒歩1分。
- ・「市ヶ谷駅」(有楽町線・南北線・新宿線)2番出口より徒歩1分。

~~~~~  
◎本株主総会は、ご来場株主様へのお土産はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◎会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

◎車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。

ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。